

教育

幼稚園

● 区立幼稚園

区内に3園あります。4・5歳児が対象です。翌年4月入園の募集案内は、9月頃配布します。詳しくは9月頃「ねりま区報」でお知らせしますので、直接各幼稚園にお申し込みください。

● 私立幼稚園

区内に38園あります。翌年4月入園の募集案内は各幼稚園で10月頃配布します。詳しくは9月頃「ねりま区報」でお知らせします。

私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に、入園料や保育料などの一部を補助します。幼稚園についての詳細は、区ホームページでご確認ください。



窓口 学務課 幼稚園係 ☎ 5984-1347

就学援助・教育資金の貸付・奨学金

● 義務教育就学援助

国公立小・中学校に通っている児童・生徒の保護者に対して、所得が一定基準額以下など認定基準を満たす場合、学用品費や給食費、修学旅行費などを支給します。

窓口 学務課 管理係 ☎ 5984-5643

● (練馬区) (東京都) 福祉資金 (P.22 参照)

● (東京都) 受験生チャレンジ支援貸付

都内に1年以上在住し、中学3年生または高校3年生などがある収入が一定基準以下の世帯に対し、学習塾や大学受験などにかかる費用について、貸付(上限あり)を行います。

高校・大学などへ入学した場合、手続きの上で返済が免除されます。

※事前の相談や要件確認があります。提出期限に余裕を持って、早めにご相談ください。

※総合福祉事務所が要件確認・提出資料のご案内をし、社会福祉協議会が申請受付します。

※令和4年度から、貸付対象となる世帯の収入基準額が緩和されました。詳しくは、お問合せいただくか、区ホームページをご覧ください。

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係 (P.8～9)

●(東京都) 育英資金

都内在住で、高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒・学生のうち、勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な方へ無利息で奨学金の貸付を行います。なお、中学3年生を対象とした予約募集もあります。



貸付終了後は、必ず返還が必要です。

窓口

- 在籍する学校 または
- (公財) 東京都私学財団 育英資金課 ☎ 5206-7929

●入学支度金貸付制度

入学支度金貸付制度のある学校に入学する生徒の保護者の方に、入学時に必要な費用のうち25万円を無利息で入学先の学校が貸付を行います。



学校が指定する方法で3年間の在学期間中に返済が必要です。

▶ 対象

都内在住で、入学支度金制度のある都内の私立高等学校、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（3年制課程）などに入学する生徒の保護者。

窓口

入学する学校

●日本学生支援機構の奨学金（貸与型・給付型）

経済的理由により修学に困難がある優れた学生などが、短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校・大学・大学院において学ぶための奨学金を給付または貸与します（給付の場合、大学院・高等専門学校（1～3年）は対象外）。

貸与終了後は、必ず返還が必要です。

窓口

- 在籍する学校
- ※高等学校卒業程度認定試験の合格者や、機構の定める基準に該当する科目合格者または出願者が、大学・短期大学・専修学校（専門課程）入学前に奨学金の予約を希望する場合は、日本学生支援機構へ。
- 詳しくは、ホームページでご確認ください。



●交通遺児育英会の奨学金

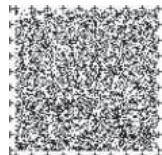
高校生以上の交通遺児に無利子で貸付を行います。進学の前年に予約できます。

貸付終了後は、必ず返還が必要です。

※大学などは一部給付制度あり

窓口

- 在籍する学校 または
- (公財) 交通遺児育英会
- ☎ 3556-0773
- ☎ 0120-521286 (フリーダイヤル)



都立高校の支援金・給付金

● 就学支援金（授業料・学校に交付）

区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額が 30 万 4,200 円未満（年収目安約 910 万円未満）の世帯の生徒が申請の上、支給の認定を受けた場合、生徒の授業料に充てるものとして、**在学する学校に就学支援金が交付**されます。

返済の必要はありません。ただし、**申請を行わない場合、授業料は世帯で負担**となります（既に高校を卒業したことがある方および修業年限（全日制 36 か月、定時制 48 か月）を超えて在学している方は対象外）。

▶ 就学支援金の額

※通算 74、年間 30 単位まで

課程など	年額授業料の場合	単位制授業料の場合
全日制課程	118,800 円	－
定時制課程	32,400 円	1,740 円／単位（※）
通信制課程	－	336 円／単位（※）
中等教育学校後期課程	118,800 円	－
特別支援学校高等部	1,200 円	－

▶ 授業料の減免制度について

授業料徴収の対象となった場合でも、納入が経済的に困難な家庭については、授業料の免除または 2 分の 1 減額する制度があります。また、都立高等学校などの入学料についても、免除または 2 分の 1 減額する制度があります。詳しくは入学が決定した際に、入学予定の学校にお問い合わせください。

窓口

東京都教育庁 都立学校教育部 ● 高等学校教育課 経理担当 ☎ 5320-7862

● 特別支援教育課 経理担当 ☎ 5320-6754

●奨学のための給付金（授業料以外・世帯に給付）

授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するため、高校生などがいる収入が一定の世帯で、申請の上、支給の認定を受けた方に支給されます。

▶対象者

つぎの(ア)から(ウ)までの条件すべてに該当する方。

(ア)高等学校等就学支援金の受給資格を持っている方

(イ)生活保護受給世帯または都道府県民税所得割および区市町村民税所得割が非課税の世帯の方

(ウ)保護者が都内に居住している方

▶給付額(令和4年4月現在)

世帯区分	課程など		給付額 (年額)
生活保護受給世帯	全日制課程・定時制課程・通信制課程		32,300円
都道府県民税所得割 および 区市町村民税所得割 が非課税の世帯	全日制課程 定時制課程	第1子	114,100円
	全日制課程 定時制課程	第2子以降(15歳以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹、または 高校生である兄弟姉妹がいる方)	143,700円
	通信制課程		50,500円

窓口

東京都教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当 ☎ 5320-7862

●給付型奨学金（授業料以外・学校に交付）

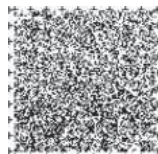
家庭の状況にかかわらず、誰もが安心して学び、持てる可能性を最大限のばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿などの教育活動にかかる経費を、保護者の代わりに東京都が負担します。申請の上、支給認定を受けた方が、学校で定める教育活動に参加する経費に対して支給することができます。

▶給付限度額(令和4年4月現在)

世帯区分	給付限度額
生活保護受給世帯または 都道府県民税所得割および区市町村民税所得割が非課税の世帯	50,000円
都道府県民税所得割額および区市町村民税所得割額を 合算した額が85,500円未満の世帯	30,000円

窓口

東京都教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当
☎ 5320-7862



私立高校の支援金・給付金

● (国) 就学支援金 (授業料・学校に交付)

私立高等学校などに通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

※次項の「東京都授業料軽減助成金」と併せて利用できます。

▶ 対象者

都内の私立高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程の一部、各種学校の一部に通う生徒で、所得が一定基準額以下の方。



窓口

- 在籍する学校 または
- 東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 ☎ 5206-7814

● (東京都) 授業料軽減助成金 (授業料・世帯に助成)

私立の高等学校などに通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成する制度です。

▶ 対象者

私立の高等学校(注1)、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程に通う生徒の保護者などで、保護者と生徒が5月1日から申請時まで引き続き都内に居住し(注2)、所得が一定基準額以下の方。

注1 通信制高校は都認可校(8校)のみ

注2 生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合も対象



窓口

- 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 ☎ 5206-7925

※上記のほかに、授業料を免除または減額する制度を実施している学校法人もあります。制度の有無や内容については、直接学校へお問い合わせください。

● 奨学給付金 (授業料以外・世帯に給付)

私立高等学校などに通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料以外の教育費を助成する制度です。

▶ 対象者

私立の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程、専修学校の一般課程の一部、各種学校の一部に通う生徒の保護者などで、保護者が7月1日現在都内に居住し、所得が一定基準額以下の方。



▶ 対象世帯

- (1) 生活保護受給世帯 (2) 住民税が非課税の世帯 (3) 住民税が均等割のみの世帯

窓口

- 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 ☎ 5206-7925

特別支援教育就学奨励費(授業料以外・世帯に助成)

学用品費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部が、就学奨励費として助成される制度です。都立・区立・都内にある私立の特別支援学校に在学している、幼児・児童・生徒に対する助成です。ただし、対象経費によって、所得による制限があります。在籍する学校でご申請ください。

窓口

- 在籍する学校 または
- 東京都教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課 経理担当 ☎ 5320-6754

学習支援

●ひとり親家庭向け訪問型学習支援

ひとり親家庭に学習支援員が訪問し、学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、子どもや保護者の心に寄り添った悩み相談・生活指導を行います。(5月募集、面接選考)

▶対象

児童扶養手当受給世帯または同様の所得水準であるひとり親家庭のうち、小学4年生から中学2年生の児童・生徒のいる家庭(この他にも要件があります。)

▶支援期間

8月～翌年3月の8か月間 ※訪問は月3回、計24回(各回2時間まで)
※詳しくは、「ひとり親家庭支援ナビ」(P.7)をご覧ください。

窓口

生活福祉課 ひとり親家庭支援係 ☎ 5984-1319

●学習支援事業「中3勉強会」

高校入学試験科目を中心に、基礎的な学力を身につけるための学習支援、学習・進路に関する相談を行います。

- ▶対象 生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学3年生
※対象世帯にのみ、個別にご案内をします。

窓口

学校教育支援センター 管理係 ☎ 6385-9911

●生活保護受給世帯への教育支援

義務教育や高等学校などで必要な学用品や給食費などが、生活保護費の支給対象となります。自立促進事業として塾代などの支給も行っています。詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。

窓口

担当のケースワーカー

